

病気やけがで仕事に就けなかったとき

1 傷病手当金請求書

病気やけがの治療のため仕事を休み、給料を受けられないときは、請求により傷病手当金が支給されます。

添付書類

- ☆請求期間が含まれている月の賃金台帳と出勤簿（タイムカード）の写し。（※1）
- ☆役員の場合は休業中の報酬が出ないことを記した議事録の写し、もしくは役員報酬の申立書。（※1）
- ☆請求期間の直近の年金または障害手当金の振込通知書。（※2）
- ☆療養状況についての申告書（ただし、請求期間中の全期間が入院であった場合は不要となります。）（※3）
- ☆その他当組合が必要と認めた場合、同意書等（当組合が給付記録の照会等を行うための同意書等）の書類が必要になることがあります。

（※1）在職中の期間を申請される方

（※2）年金または障害手当金を受給中の方

（※3）資格喪失後に傷病手当金を受ける要件を満たしている方で、引き続き給付を受ける方

提出期限

- ☆労務不能であった（労務に服さなかった）日ごとにその翌日から2年間（2年経過すると、時効により支給できません。）

留意点

- ☆治療のために労務不能で連続4日以上休業し、給料が受けられないときに、4日目から支給されます。
（注）最初の3日間は「待期期間」といい、傷病手当金は支給されません。
- ☆給料をうけているときも、傷病手当金よりその金額が少ない場合は、その差額が支給されます。
- ☆病気やけがの原因が業務上のものや、通勤途上のは支給の対象になりません。
- ☆欠勤1日について標準報酬日額の3分の2が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで支給されます。
（注）傷病手当金の支給期間は、同一の疾病、または負傷及びこれにより発した疾病・負傷に関してはその支給を始めた日から起算して1年6か月です。（1年6か月とは支給されない期間を除いた期間です）
- ☆同一疾病について、障害厚生年金や障害手当金を受給できるようになったときは、傷病手当金は、支給されません。ただし、障害厚生年金の日額（同一の支給事由で障害基礎年金が支給されたときはその合算額）が傷病手当金の日額より少ないときには、その差額が支給されます。
- ☆被保険者証の記号番号を記入した場合は、マイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

☆被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合

- ・備考欄へマイナンバーを記入してください。
- ・マイナンバーを記入した場合は、「個人番号確認（通知カード又は個人番号記載住民票の写し等）」及び「本人確認（運転免許証又はパスポートの写し等）」をする為の添付書類が必要となります。
- ・事業主様経由で提出する場合は、「代理人の身元確認書類（事業主の免許証の写し等）」が必要となります。また、その場合は必ず「申請書の提出を事業主へ委任します。」欄に☑を入れてください。

【資格喪失後に傷病手当金を受ける要件を満たしている方で、引き続き給付を受ける場合】

☆在職期間（被保険者であった期間）が1年以上ある方が退職された場合、退職日において、傷病手当金を受給できる状態（*）であった方については、初めて支給を開始した日から通算して1年6か月に達する日まで傷病手当金が支給されます。ただし、老齢厚生年金などの老齢（退職）年金給付を受けられるとき（全額支給停止の場合は除く）は、傷病手当金は支給されません。なお、受けられる老齢（退職）年金給付の額が、傷病手当金の額を下回るときは、その差額が傷病手当金として支給されます。

*資格喪失後継続給付（法第104条）の支給要件が「・・・その資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けているもの・・・」（有給休暇のため不支給のものを含みます）とあることから、退職日以前より傷病手当金を受けている場合であっても、退職日に労務に服した場合は継続給付は支給されなくなります。

☆給付金の受取をマイナポータル等で登録した公金受取口座にした場合、申請後に公金受取口座情報を登録・変更・抹消されたときは、変更前の口座に給付される場合があります。